

本方針でめざす児童生徒像

基本的な生活習慣と基礎的な学力を身に付け、思いやりをもち、互いに協力しあいながら、責任ある行動が取れる子

いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 1 全職員で「いじめは絶対に許されない卑怯な行為」とであるという認識を全児童生徒にもたせる。
- 2 「ストレス等に負けない、そのはけ口として他者を攻撃するようなまねはしない。」と言える児童生徒を育成する。
- 3 いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。

保護者との連携

- ・ PTA総会での説明や学校だより等を通じて、いじめに関する情報を適切に提供する。
- ・ いじめが確認された場合は、いじめを受けた児童生徒と保護者に対する支援やいじめを行った児童生徒と保護者に対する助言を行う。

いじめ防止対策委員会

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、いじめの防止等に関する措置を全職員が一致協力し、実効的に行うため、その中核となる組織として設置。
- ・ 管理職、生徒指導主事（主任）、養護教諭、特別支援教育コーディネーター 愛育会会長
- ・ 必要に応じ、担任、副担任、カウンセラー等が参加する。
- ・ 関係機関との連携の窓口とする。

関係機関等との連携

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきものであれば、躊躇することなく奈留駐在所と連携する。
- ・ 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

		学校（教職員・児童生徒）の取組	保護者・地域の取組
①いじめの未然防止について		<ul style="list-style-type: none"> ・ わかる、できる喜びを味わえる授業を実践し児童生徒の自己有用感を高める。 ・ 正しい判断力を身に付けさせる。 ・ 生命の尊さ、インターネットの危険性やモラルについて指導する。 ・ 奉仕体験活動に積極的に取り組ませる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人を傷つけることの重大さ、思いやりの大切さを、日頃から子どもに伝える。 ・ 携帯電話やインターネットを使う際のルールを決める。 ・ 【地域】様々な体験活動を通して、集団の一員としての自覚や自信を育てる。
②いじめの早期発見について		<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の様子を観察し、変化がある場合、話を聞き、生徒指導連絡会で情報交換する。 ・ 個人面談や学校生活アンケートの実施、昼休みや放課後等を利用して情報を収集する。 ・ 相談窓口（スクールカウンセラー等）を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの表情、服装の汚れや乱れ、持ち物が無くなっていないかなどを観察する。 ・ 悩みは何でも相談できるような雰囲気や普段から作っておく。 ・ 【地域】登下校中の児童生徒の様子を観察し、気になることがあったら、学校へ連絡する。
③いじめに対する措置について	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ・ つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ・ いじめの問題解決に向けた、学校の方針について保護者や地域へ理解を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ・ いじめの問題解決に向けた、学校の方針へ協力する。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な理解を図る。 ・ 学校は、いじめられた児童生徒を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童生徒を守ることを第一に考えた対応をとることに協力する。 ・ 事実を冷静に確認し、我が子の話を十分に聞く。 ・ 被害児童生徒、保護者へ適切な対応をする。
	観衆（同調者）・傍観者（無関心者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同調したり、傍観したりすることはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童生徒の苦しみを理解させる。 ・ 言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに対する考え方を理解し、どんな場合でもいじめの側や観衆・傍観者になってはならないという気持ちを育てる。
④その他の取組		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価において、いじめの問題への取組などについて、自己評価を行うとともに、その結果を学校支援会議等に報告する。 	

